

運 営 規 程

(総合事業) 通所介護

勝原第二デイサービスセンター

指定（総合事業）通所介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やながせ福祉会が開設する、勝原第二デイサービスセンター（以下「事業者」という）が行う指定（総合事業）通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の生活相談員または看護師、介護職員等の従業者（以下「通所介護従業者等」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（総合事業）通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定（総合事業）通所介護の提供にあたって、要介護・要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、（介護予防支援）居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定（総合事業）通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、（介護予防支援）居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 勝原第二デイサービスセンター
- （2） 所在地 姫路市勝原区下太田201

（職員の職種、員数）

第4条 事業所の勤務する職種、員数は次を下回らないとする。

- 一 管理者 : 1名
- 二 生活相談員 : 1名
- 三 介護職員 : 6名
- 四 看護職員 : 1名
- 五 機能訓練指導員 : 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(年未年始12/29～1/3までは除く)
- 二 受付時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間帯 午前9時15分～午後4時30分までとする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
(受付時間外は、特養 第二姫路・勝原ホーム (079-272-5524) で対応)

(指定(総合事業)通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

(指定(総合事業)通所介護の内容及び利用料金)

第7条 指定(総合事業)通所介護の内容は次の通りとし、指定(総合事業)通所介護を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(総合事業)通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その各利用者の負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。)

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 生活指導(相談・援助)レクリエーション
- 四 日常動作訓練
- 五 健康チェック
- 六 送迎

2 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用。
- 二 指定(総合事業)通所介護に通常要する時間を超える指定(総合事業)通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定(総合事業)通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用。

三 食費

四 おむつ代

五 前号に掲げるものの他、指定（総合事業）通所介護の提供において提供される便宜のうち、利用者が嗜好する茶菓子や日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。（実費）

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は

姫路市（勝原区・大津区・網干区・余部区・広畑区・青山・太市）・太子町とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者は指定（総合事業）通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

一 入浴サービスを利用する際の留意事項

（1） 体調が悪い時は、看護師の指示に従い入浴を避ける。

（2） 通所介護従業者等の指示に従い、入浴を行う。

二 機能訓練室を利用する際の留意事項

（1） 機能訓練相談員等の指示に従い、安全に留意しながら利用する。

三 送迎サービスを利用する際の留意事項

（1） 通所介護従業者等の指示に従い、安全に留意しながら行う。

（2） 利用者が休む等の理由により、送迎を断る場合、当日の8時30分までに電話等でその旨を知らせる。

（緊急時における対処方法）

第10条 指定（総合事業）通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定（総合事業）通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る（介護予防支援）居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定（総合事業）通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火

管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

第13条 指定（総合事業）通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定（総合事業）通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定（総合事業）通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、通所介護従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個別計画の提出)

第16条 居宅サービス計画を作成している（介護予防支援）居宅介護支援事業者または地域包括支援センターから（総合事業）通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該（総合事業）通所介護計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(暴力団等の排除)

第17条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、通所介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 随時（各種研修会に参加）

2 通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者等との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、指定（総合事業）通所介護に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。

一 （総合事業）通所介護計画については、計画の完了の日

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録についてはそのサービスを提供した日

三 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日

四 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日

五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年11月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 5月 1日から施行する。

変更前 30人／1日 変更後 35人／1日

この規程は、平成14年12月 1日から施行する。

変更前 35人／1日 変更後 40人／1日

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

事業所の営業日及び営業時間の変更

この規程は、平成16年 5月25日から施行する。

職員の職種、員数及び職務内容の変更

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

職員の職種、員数及び職務内容の変更

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

職員の職種、員数及び職務内容の変更

変更前 三 食材料費 変更後 三 食費

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

・ 利用定員 1日45人から1日40人に変更

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

変更前 一 サービス提供時間帯 午前9時45分～午後16時00分までとする。

変更後 一 サービス提供時間帯 午前9時15分～午後4時30分までとする。

この規程は、平成25年 6月1日から施行する。

追加 高齢者虐待防止

追加 暴力団等の排除

この規程は、平成27年 9月1日から施行する。

変更前 その1割の額とする。

変更後 その各利用者の負担割合に応じた額とする。

この規程は、令和3年 7月1日から施行する。

追加 第2条 運営の方針

追加 自立支援、利用者の立場に立った支援、終了時の情報提供

変更 第5条 営業日及び営業時間

変更前 受付時間外は、特養 姫路・勝原ホーム（079-273-1311）で対応

変更後 受付時間外は、特養 第二姫路・勝原ホーム（079-272-5524）で対応

変更 第7条 指定通所介護の内容及び利用料金

変更前 見やすい場所に重要事項を掲示する。

変更後 見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

追加 第10条 緊急時等における対応方法

追加 緊急搬送等の必要な措置、事故発生時の市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所への連絡

追加 第12条 衛生管理

追加 第13条 苦情処理

追加 第14条 個人情報保護

変更 虐待防止に関する事項

変更前 第12条

変更後 第15条

追加 第15条 虐待防止に関する事項

追加 発見時の市への通報

追加 第16条 個別計画の提出

変更 暴力団の排除

変更前 第13条

変更後 第17条

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第14条

変更後 第18条

追加 第18条 その他運営についての留意事項

追加 保存する諸記録(通所介護計画、サービス内容等の記録、市町村への通知記録、苦情記録、事故記録)

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定通所介護

変更後 指定(総合事業)通所介護

変更 変更前 指定居宅介護支援事業所

変更後 指定(介護予防支援)居宅介護支援事業所

追加 第2条 運営の方針

追加 要支援状態の利用者又は事業対象者への自立支援

変更 第7条 指定(総合事業)通所介護の内容及び利用料金

変更前 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

変更後 利用者が嗜好する茶菓子や日常生活においても通常必要となるものに係る費用